

広報誌 編集・校正・制作業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

広報誌発行の目的は、市政情報を正確かつ分かりやすく市民・事業者を提供することにより、暮らしへの安心感や将来のまちへの期待感を醸成すること、また、市民との対話の機会を充実させ、市政への参画を促すことである。

近年は、情報量の増大や生活様式の多様化により、読者が必要な情報を効率的に取得できることが強く求められている。そのため、広報誌においては、情報の探しやすさや内容の理解しやすさを高めることに加え、デジタル媒体との連携等により、読者がそれぞれに適した形で情報を収集できるよう、継続的な改善を図ることが必要である。また、市が力を入れている取り組みや市の魅力に関する情報は、世代や居住地域などの属性に関わらず、多くの人に身近に感じ関心を持ってもらえるよう、効果的な企画及び表現によって伝えることが重要である。

これらの目的を達成するため、専門的な知見及び企画編集力を有する事業者から広く提案を受ける公募型プロポーザル方式を採用する。

2. 業務概要

(1) 業務名

広報誌 編集・校正・制作業務

(2) 内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

令和8年(2026年)9月1日(予定)から令和14年(2032年)2月29日まで。

ただし、契約締結日から令和8年(2026年)12月31日までを業務準備期間とし、令和9年(2027年)1月1日から令和14年(2032年)2月29日までを業務運営期間とする。また、業務準備期間に要する経費は受託者負担とする。

(4) 予算概要

委託料の上限は、月額1,595,000円(消費税含む)

本業務は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、本業務に係る契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が削除又は減額された場合は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす法人とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を

- 受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 過去 10 年間に於いて、労働関係法令等違反による官公署からの摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (9) 過去 5 年間に於いて、国又は地方自治体と本業務と同様及び同等の契約を 1 件以上締結し、全て誠実に履行した実績があること。

4. 日程（いずれも、令和 8 年（2026 年））

- | | |
|------------|----------------------|
| ・募集要項等の公表 | 5 月 7 日（木）市ホームページに掲載 |
| ・質問事項の提出締切 | 5 月 20 日（水）17 時（必着） |
| ・質問事項への回答 | 5 月 27 日（水）予定 |

- ・参加表明書の提出締切 6月 2日(火) 17時(必着)
 - ・企画提案書等提出期限 6月 5日(金) 17時(必着)
 - ・第一次審査(書類審査) 6月 9日(火)
- ※応募事業者が4者以上あった場合のみ実施
- ・第二次審査(プレゼンテーション) 6月17日(水)
- ※当日の時間、場所等は、第一次審査終了後、通知
- ・審査結果の通知予定日 6月24日(水) 予定
 - ・委託契約の締結予定日 9月 1日(火) 予定

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別添の質問書【様式2】により、下記「11. 応募・質問・問い合わせ先」へメールで提出すること。

※メールの件名は【質問】豊中市広報誌制作業務委託に係る公募型プロポーザルとすること。

※会社名、所在地、担当者名、電話・FAX番号、電子メールアドレスを記載すること。

(2) 提出期限

5月20日(水) 17時(必着)

(3) 回答日

5月27日(水) 予定

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。個別には回答しない。

6. 応募書類等

(1) 応募書類

NO.	提出書類	留意事項	様式
①	参加表明書	提案者の氏名・住所等を記載すること	様式1
②	企画提案書	別紙「提案課題」の1~5について企画提案を求める	任意
③	見積書・内訳書	・見積書は、契約期間総額および月額を明示すること ・人件費などの積算金額の根拠を明示した内訳書を添付すること	任意
④	業務実施体制調書	本業務を実施する体制を記載すること	様式3
⑤	業務経歴書	類似する事業実績を記載すること	様式4
⑥	団体の概要書 (企業概要など)	必ず、連絡先(担当者名、電話・FAX番号、メールアドレス)を記載すること	任意
⑦	入札参加停止措置等状況調書	入札参加停止措置等の処分歴を記載すること	様式5

(2) 提出方法

- ・(1) ①については、PDF 形式のデータファイルをメールにて送付すること。提出後は、事務局に対し提出書類のダウンロードについて確認すること。
- ・(1) ②～⑦については、PDF 形式のデータファイルとする。提出時は、全てのファイルを 1 つの ZIP ファイルにまとめ、ZIP ファイル名を「(社名) 豊中市広報誌制作業務委託に係る応募書類」とした上で、以下のいずれの方法で提出すること。提出後は、事務局に対し提出書類のダウンロードについて確認すること。
 - メールにて提出
 - ※メールにファイルを添付する場合、受信可能なファイルサイズは 8MB まで。
 - ※オンラインストレージ等のダウンロードリンクの送付も可。
 - アップロード用 URL より提出 (Box)
 - 希望する場合は、事務局へ連絡をすること。プロポーザル参加表明書【様式 1】に記載のメールアドレスに対し、ファイルをアップロードする URL を送付する。

(3) 提出期限

- ・プロポーザル参加表明書 (①)：6 月 2 日 (火) 17 時 (必着)
- ・企画提案書等 (②～⑦)：6 月 5 日 (金) 17 時 (必着)
- ※プロポーザル参加表明書の提出がなかった場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなす。
- ※提出書類の不足又は期限内に到着しない場合は、応募 (参加) を無効とする。
- ※提出書類の分割提出は認めない。

(4) 提出先

下記「11. 応募・質問・問い合わせ先」を参照

(5) 応募書類の取り扱い

- ・提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めない。
- ・提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託候補者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ・提出された応募書類等は返却しない。
- ・応募書類の作成及び提出に係る費用については提案者の負担とする。

7. 選定方法

(1) 審査方法

- ・市職員で構成する審査委員会により審査する。
- ・応募者が 4 者以上の場合、第一次審査 (書類選考) を行い、第一次審査通過の 3 者による二次審査 (プレゼンテーション) を行う。応募者が 3 者以下の場合には第一次審査を行わず、全応募者による二次審査 (プレゼンテーション審査) を行う。
- ・第二次審査の評価点の合計が最も高い提案者を優先交渉権者とする。第二次審査 (プレゼンテーション) の結果、全体配点の 50% 未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、選考委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確

定するものとする。

(2) 審査の実施

- ・提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、審査を実施する。
- ・第二次審査でパワーポイント等を使用する場合は開催日前日までに申告し、必要な機材は提案者が用意する（プロジェクター、スクリーン、電源は市が用意する）。
- ・第二次審査の時間は30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）程度とする
- ・第二次審査のプレゼンテーションは、本業務に携わる担当者（総括責任者を含む、3名以内）が行うものとする。

(3) 審査項目

項目		配点 (合計 100)
実施体制	一連の業務が遂行できる体制が整っており、各工程において、業務の遂行に資する経験や資格を有する人員が配置されているか	15点
	広報冊子、広報誌制作業務の実績があるか	5点
提案内容	読者が必要な情報を探しやすい・読みやすい誌面となっているか	20点
	デザインや各要素の配置など、読者の興味を引き、読んでもらえる工夫が凝らされているか	20点
	記事のテーマ・ターゲットを的確に把握し、市が期待する効果に資する誌面となっているか	10点
	制作過程において効率化・省力化が図られており、全体の制作スケジュールは妥当か	15点
費用	積算額は妥当か	15点
減点評価	本案件の公告日から過去3年以内の処分歴等	内容に応じて減点

(4) 審査結果の通知

- ・第一次審査の結果は、6月15日頃にメールで全参加者に通知する。
- ・第二次審査の結果は、6月24日頃にメールで全参加者に通知する。なお、市と仕様及び契約金額などを協議の上、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって本業務の委託を確約するものではない。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、市公式ホームページにて公表する。公表内容は以下のとおり。

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由

⑥ 採点結果

⑦ 担当課

⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

※応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ・委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・提案書類において虚偽の記載があった場合
- ・提出期限内に提出場所に提案書類の提出がない場合
- ・第二次審査（プレゼンテーション）に遅刻・欠席した場合
- ・一団体に複数の提案をした場合
- ・提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ・正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

9. 契約の締結

- ・優先交渉権者は、契約内容及び仕様について、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。契約内容及び仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- ・本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証保険契約の締結を行うこととする（受託者が同規則第110条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合は除く）。

10. 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とする。
- ・選考委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は受け付けない。
- ・質問事項の締切以降、業務に係る質問は受け付けない。
- ・提出書類等の著作権は提案者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- ・提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- ・提出された書類の返却、訂正、差し替え及び再提出には応じない。

- ・提出書類に記載された受託事務の担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ・本プロポーザル方式の応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式6】を豊中市長あて文書で提出すること。

11. 応募・質問・問い合わせ先

〒561 - 8501 大阪府豊中市中桜塚3 - 1 - 1 豊中市役所第一庁舎3階

豊中市 都市経営部 広報戦略課

担当：東・三上

TEL：06 - 6858 - 2028

FAX：06 - 6842 - 2810

E-mail：kouhou@city.toyonaka.osaka.jp

以上